

石狩市海浜植物等保護地区（親船地区）の拡大について（原案）

1 経緯

石狩海岸地域は、北海道自然環境保全指針において「すぐれた自然地域」に指定されるとともに、大都市近郊において、海岸砂丘の生態系を色濃く残す自然海岸として、全国的にも大変貴重な地域となっている。しかし、美しい海浜植物や雄大な海浜景観は、レジャーをはじめとする過度な利用により、次第に失われつつあります。

豊かな海辺の自然を市民共有の財産として保全し、後世へ残して行くため、昭和 53 年に石狩川河口地区 16.5ha を海浜植物等保護地区に指定したのを初めとし、平成 24 年に聚富地区 7.8ha、平成 25 年には海水浴場を挟む約 15ha を保護地区に指定しました。

さらに、北海道、石狩湾新港管理組合、石狩市など関係機関からなる「石狩浜環境保全連絡会議」では、市条例により保護地区を段階的に広げていく方向で合意しています。

2 指定事由

拡大予定区域は、既に保護地区に指定している区域と同様に多様な植生が見られ、石狩浜（石狩川河口左岸）が生育の北限とされているイソスミレ（環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類）の群落も確認されています。

一方で、バギー車やオフロード車の乗り入れなどにより作られた、最大の風食凹地（くぼ地）がある区域であり、今後もさらなる植生等の破壊が懸念されています。

貴重な自然環境を保全し次世代へ残していくため、親船地区を拡大して保護地区に指定することとします。

3 位置および面積（別図参照）

既に保護地区に指定している親船地区から西側へ約 1.2 km、面積約 15ha の区域。

4 指定の効果

看板の設置や車止め柵の補強、監視員の配置により、車両進入等を規制することで、海浜植物等が将来にわたり良好な状態で保全されます。

5 規制内容

石狩市海浜植物等保護条例に規定する「自然ふれあい地区」として、次の行為が禁止又は制限の対象となります。

【禁止行為】

- (1) 工作物の新築
- (2) 立木の伐採
- (3) 植生の維持に影響を及ぼす植物採取
- (4) 広告物その他これに類するものの掲示又は設置

- (5) 家畜の放牧
- (6) 火入れ又はたき火
- (7) 車馬を乗り入れ、又は航空機を着陸させる行為
- (8) 動物を放し、植物を植栽し、又は種子をまく行為
- (9) 土砂又はごみその他の汚物の投棄

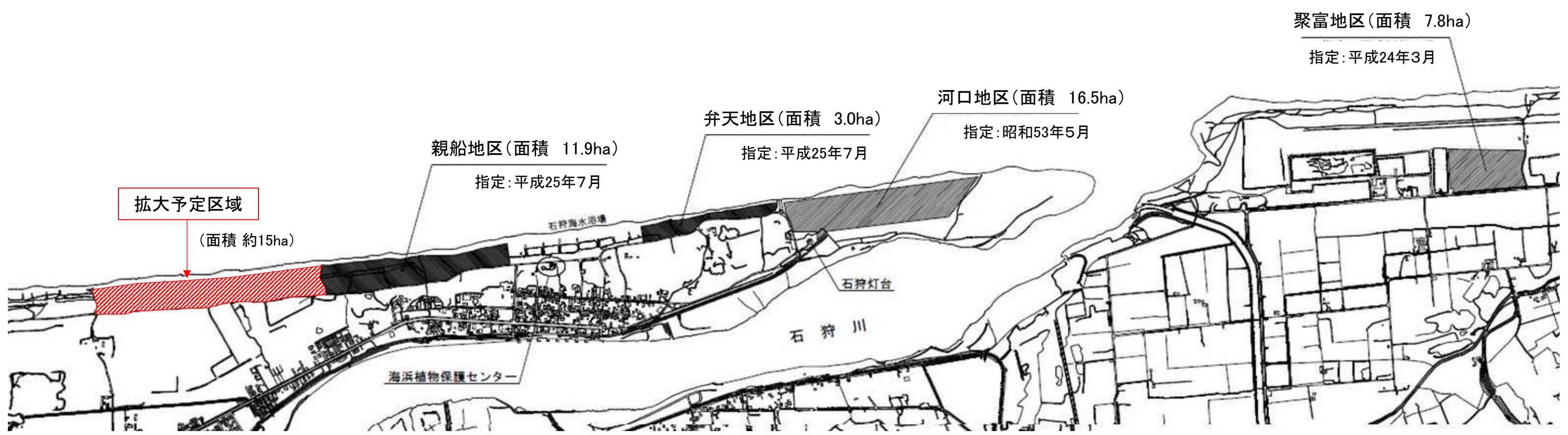
【制限行為（市長の許可が必要な行為）】

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為
- (2) 業として行う写真又は映画等の撮影
- (3) 興行
- (4) 競技会、集会、展示会、その他これらに類する催しのために海浜植物等保護地区の全部又は一部を独占して使用する行為

6 指定のスケジュール（別表参照）

石狩市環境審議会への諮問・答申並びにパブリックコメントを実施の上、土地の管理者である北海道から占用許可を受けた後、石狩市海浜植物等保護条例施行規則の一部を改正し、親船地区の指定区域を拡大します。

石狩市海浜植物等保護地区



海浜植物等保護地区(親船地区)拡大のスケジュール

区 分	<H28年度>				<H30年度>				
	1月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
石狩浜環境保全 連絡会議	H29.1.19協議								
北海道空知総合 振興局札幌建設 管理部		<u>協議(占有申請)</u>				<u>占有申請</u>			
石狩浜海浜植物 保護センター運 営委員会	H29.1.23報告								
環境審議会			<u>諮問</u>			<u>答申</u>			
市民参加手続 (パブリックコメント)				<u>パブリックコメント</u>	<u>意見回答</u>				
常任委員会			<u>説明</u>			<u>説明</u>			
規則改正							<u>規則改正</u>		
公布・施行							<u>公布・市民周知</u>		<u>施行</u>